

大田原市総合計画審議会について

大田原市総合計画審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 大田原市総合計画に関する事項を審議するため、大田原市総合計画審議会を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 総合計画の進捗状況について、必要な助言等を行うこと。

（組織）

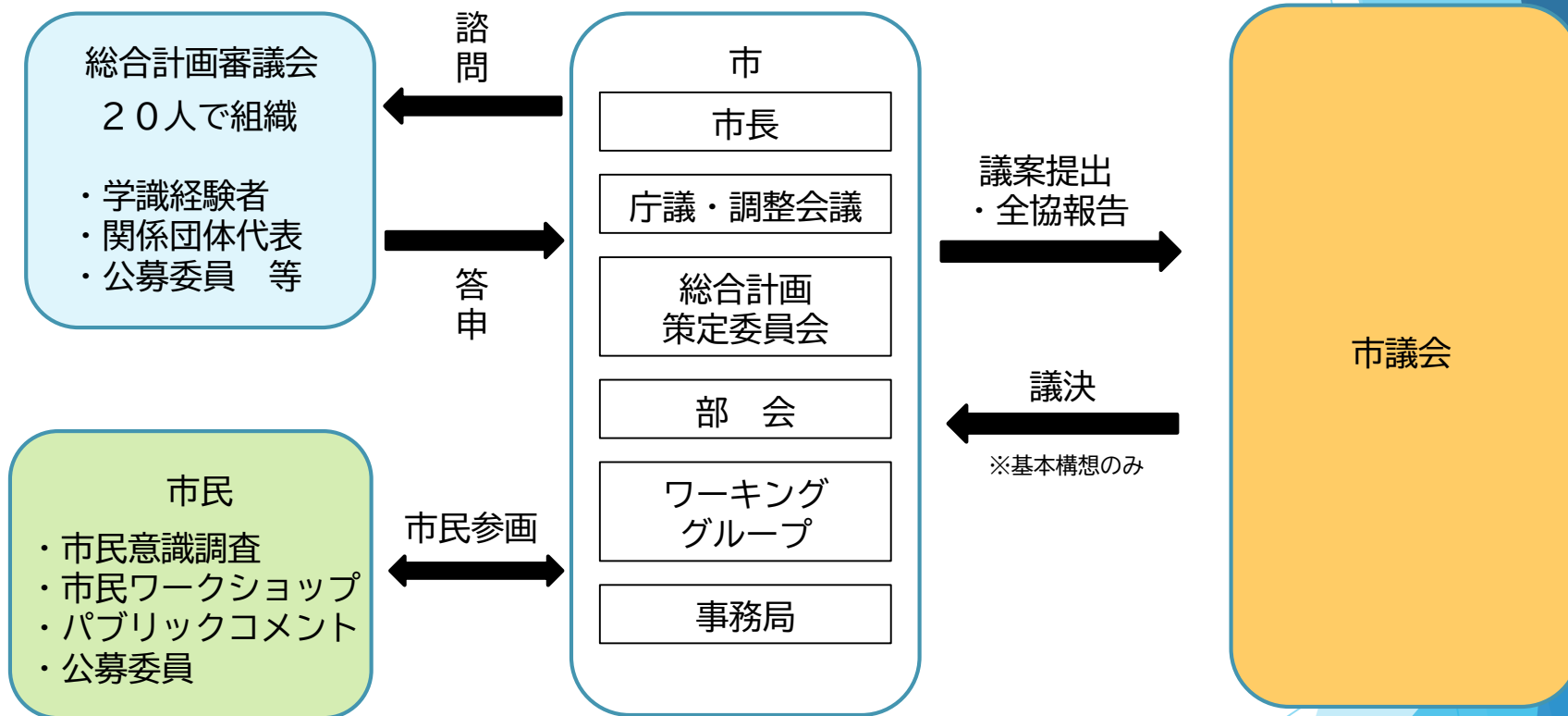
第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国又は県の職員
- (2) 関係団体の役員又は職員
- (3) 関係団体の推薦する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

策定体制



総合計画審議会

大田原市総合計画審議会条例第2条

- ・ 審議会は、総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を市長に答申する。
- ・ 総合計画の進捗状況について、必要な助言等を行う。

開催頻度

令和7年度 1回開催
令和8年度 4回開催予定
以降、年1回実績検証会議

審議内容

- ・ 策定方針について
- ・ 市民意識調査について
- ・ 基本構想（案）について
- ・ 前期基本計画（案）について
- ・ 計画の進捗状況の確認

委員

1	大田原土木事務所	11	大田原市議会
2	大田原商工会議所	12	宇都宮大学
3	大田原市観光協会	13	国際医療福祉大学
4	大田原市森林組合	14	栃木県女性農業士
5	大田原市社会福祉協議会	15	大田原市教育委員会
6	大田原公共職業安定所	16	大田原市小中学校長会
7	大田原市女性団体連絡協議会	17	下野新聞社
8	連合栃木那須地域協議会	18	足利銀行大田原支店
9	大田原市区長連絡協議会	19	公募委員
10	那須野ヶ原青年会議所	20	公募委員

多様な立場や視点を計画に反映させるため、
産(産業界)官(行政)学(大学)金(金融)労(労働)言(マスコミ)から委員
を構成。

総合計画策定委員会

大田原市総合計画策定委員会設置要領第2条

- ・総合計画審議会に諮問する総合計画の基本構想案及び基本計画案の策定に必要な調査及び検討を行い、並びに具体的な提案を行うこと。

開催頻度

令和7年度 1回開催
令和8年度 4回開催予定

審議内容

- ・策定方針について
- ・市民意識調査について
- ・基本構想（案）について
- ・前期基本計画（案）について

委員長	総合政策部を担当する副市長		
副委員長	委員長以外の副市長	総合政策部長	
委員（16名）	経営管理部長	保健福祉部長	市民生活部長
	産業文化部長	建設部長	水道局長
	監査委員事務局長	教育部長	
	政策推進課長	総務課長	財政課長
	健康政策課長	国保年金課長	農政課長
	道路課長	教育総務課長	

部会

大田原市総合計画策定委員会設置要領第5条

- ・総合計画に係る調査及び検討のため、部会を置く。

内容

- ・ 6部会で編成
- ・ 課長級で構成。
- ・ 部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- ・ 策定部会として、ワーキンググループにおいて検討された内容をもとに、検討・調整を行い、基本構想及び計画の素案を作成する。

部会名	部会長	委員	
行財政部会	経営管理部長	監査委員事務局長 情報政策課長 財政課長	政策推進課長 総務課長 税務課長
保健福祉部会	保健福祉部長	政策推進課長 福祉課長 保育課長 国保年金課長	健康政策課長 こども支援課長 高齢者幸福課長
市民生活部会	市民生活部長	政策推進課長 国保年金課長 生活環境課長	危機管理課長 市民課長
産業文化部会	産業文化部長	農政課長 商工観光課長 農業委員会事務局長	農林整備課長 文化振興課長
社会基盤部会	建設部長	水道局長 道路課長 建築住宅課長	都市計画課長 生活環境課長
教育部会	教育部長	教育総務課長 生涯学習課長	学校教育課長 スポーツ振興課長

ワーキンググループ

大田原市総合計画策定委員会設置要領第6条

- ・ 部会に専門的な調査及び検討に当たるワーキンググループを設置する。

内容

- ・ 各所管課の係長級で構成。
- ・ グループ長及び副グループ長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- ・ 基本計画の検討作業の実行部隊として、各所管課の係長級を主体として編成。

部会名	部会長	委員		ワーキンググループ
行財政部会	経営管理部長	監査委員事務局長 情報政策課長 財政課長	政策推進課長 総務課長 税務課長	ワーキンググループ 部会ごとに委員が所管する課等の係長で構成
保健福祉部会	保健福祉部長	政策推進課長 福祉課長 保育課長 国保年金課長	健康政策課長 こども支援課長 高齢者幸福課長	
市民生活部会	市民生活部長	政策推進課長 国保年金課長 生活環境課長	危機管理課長 市民課長	
産業文化部会	産業文化部長	農政課長 商工観光課長 農業委員会事務局長	農林整備課長 文化振興課長	
社会基盤部会	建設部長	水道局長 道路課長 建築住宅課長	都市計画課長 生活環境課長	
教育部会	教育部長	教育総務課長 生涯学習課長	学校教育課長 スポーツ振興課長	